

第四次浦添市総合計画後期基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 業務名

第四次浦添市総合計画後期基本計画策定支援業務委託

2 目的

本市では、平成23年度から平成32年度までの10年間の第四次浦添市総合計画の期間とし、基本構想として本市の将来像、まちづくりの目標等を定めている。基本構想で定めた目標を実現するために5年間の第四次浦添市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を策定しているが、その計画期間が平成27年度で終了するため、平成28年度を初年度とする第四次浦添市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定する必要がある。

前期基本計画の検証・評価を行うとともに、地域社会情勢の変化を踏まえ、各施策を総合的・体系的に整理した後期基本計画を策定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 業務の詳細

別紙「第四次浦添市総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約日の翌日から平成28年3月31日まで

(3) 事業費の上限額

第四次浦添市総合計画後期基本計画策定支援業務委託
5,396,760円（消費税及び地方消費税含む）

※当金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※予定価格については、この範囲内で別途算定する。

4 参加資格

次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 沖縄県内に本社（本店）又は支社（支店）を有する法人であり、平成27年4月1日現在において営業年数が5年以上であること。
- (2) 資本金が500万円以上であること。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当する事業者ではないこと。
- (7) 平成22年度から平成26年度までの間に、地方公共団体の総合計画の策定支援業務委託を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。
- (8) 参加申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のおとりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が申し込みをすること。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、「4（1）～4（6）」の全ての要件を満たす事業者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、「4（7）」の要件を満たす事業者であること。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複申込する事業者ではないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単体事業者としても重複申込する事業者ではないこと。

5 スケジュール

- 平成27年5月15日（金）・・・・・・公募開始・質問受付開始
- 5月22日（金）・・・・・・質問受付終了
- 5月26日（火）・・・・・・質問に対する回答（予定）
- 5月29日（金）・・・・・・企画提案書等の提出期限
- 6月2日（火）予定・・・・審査（プレゼンテーション）
- 6月4日（木）予定・・・・審査結果通知
- 6月上旬・・・・・・契約予定

6 質問

（1）質問がある場合には「質問書（様式5）」によりメールにて提出すること。

メールアドレス：kikaku@city.urasoe.lg.jp

なお、送信後に電話で受信確認を必ず行うこと。

※電話・口頭による質問は、受け付けない。

（2）質問の受付期間は、公募開始の日から平成27年5月22日（金）までとする。

（3）質問及び回答については、平成27年5月26日（火）（予定）に浦添市ホームページで公開する。

7 企画提案書等の提出

（1）提出物

	提出書類	様式等	備考
①	参加申込書兼誓約書	様式1	代表者印を押印すること。
②	会社概要・実績書	様式2	
③	市町村税の滞納のない証明書		事業所のある市町村より発行。 3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
④	都道府県税完納証明書 (全税目の滞納のない証明書)		事業所のある都道府県より発行。 3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
⑤	国税納税証明書		法人税・消費税等。 3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
⑥	企画提案書	任意様式	作業方針、手順等を記載すること。 5枚以内（両面可）とする。
⑦	工程表	任意様式	
⑧	業務実施体制	任意様式	
⑨	管理責任者及び担当者の実績	様式3	
⑩	見積書	任意様式	直接人件費、直接経費等の内訳も記載すること。
⑪	共同企業体協定書	様式4	共同企業体を構成する場合のみ提出
⑫	質問書	様式5	質問がある場合のみ提出

※任意様式（企画提案書、工程表、業務実施体制及び見積書）については、A4サイズ

(縦・横いずれも可) とすること。

(2) 提出部数

提出物の①～⑤：正本1部

⑥～⑩：正本1部・副本9部

※共同企業体の場合は、②～⑤を構成員ごとに提出(正本1部)し、⑪を提出(正本1部)すること。

※質問がある場合は、⑫を提出すること。

(3) 提出方法

持参(郵送等不可)

(4) 提出場所

浦添市 企画部 企画課 企画係(浦添市役所4階) 担当：島袋

電話：876-1234 内線2513

(5) 提出期限

平成27年5月29日(金)まで

※土曜日及び日曜日を除く。

※受付時間は、それぞれの日の9時から17時まで(12時から13時を除く)。

※質問書(質問がある場合のみ提出)については、提出期限や提出方法が異なるので注意すること。

8 審査方法等

申込事業者によるプレゼンテーションの内容等を審査し、契約候補事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日及び通知

ア 実施日は、平成27年6月2日(火)を予定。

イ 日時、場所等については、平成27年6月1日(月)までに、電子メールで通知する。

(2) 時間等

ア 1事業者あたり25分(説明15分、質疑応答10分)程度とする。

イ 説明者は3名以内とする。

ウ 提出された企画提案書等に基づき説明を行い、追加資料は認めない。

エ パワーポイント等による説明を希望する場合は、企画提案書等の提出時に企画課担当と相談すること。

※スクリーンとプロジェクターのみ本市で準備する。

オ プレゼンテーションを行う順番は、参加申し込みの受付順とする。

(3) 選定

審査委員会において順位を決定し、審査の結果を6月4日(木)(予定)に電子メール及び文書で通知する。

なお、原則として第1位の事業者が契約候補事業者となるが、その後諸事情により第1位の事業者が契約候補事業者から外れた場合は、次順位の者と契約に向けた協議を行う場合もある。

※審査結果に関することについては、いかなる問い合わせにも応じない。

9 契約保証金

浦添市契約規則第6条に定めるとおりとする。

10 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は参加申し込みを行う事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、返却しない。

(3) 委託先の選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案

された内容を全て実施することを保証するものではない。

また、今回の募集は契約候補事業者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。

(4) 「4 参加資格」の要件を満たさない事業者の参加申し込みは、無効とする。

(5) 参加申し込み事業者が極めて少なく、かつ、その評価結果が極めて低い場合、契約を行わないことがある。

【担当】

浦添市 企画部 企画課 企画係 (担当：島袋)

電話：876-1234 内線2513

メールアドレス：kikaku@city.urasoe.lg.jp